

山田としお 国政報告



第3号 [平成21年1月発行]

〒100-0004 東京都千代田区大手町1丁目8番3号
TEL 03-5203-0620 FAX 03-5203-0635
(山田としお後援会)



山田としおの 真剣勝負

国政報告第3号を出すことができました。この欄は、参議院議員山田としおが、皆さんの励ましに、どう応えることができているのか、「真剣勝負」の姿勢を見ていただくためのものにしていただいています。私に対するご意見等ありましたら、ホームページの「ご意見・ご声援」欄を活用してお寄せいただければ幸いです。ホームページには「山田の近況」や「メールマガジン」も紹介されています。<http://www.yamada-toshio.jp/>のアドレスから簡単に入れます。

大変な年を迎えました。一昨年7月の参議院選挙で大敗北した後、安倍、福田、麻生と総理が替わるという事態をもたらした。参議院がねじれて何も決まらないという状況が続いているからです。有権者の意思を反映していると言えればそれまでですが、「政治は弱い」というのが私の1年半の実感です。

地域でやがらなる話 2011を

一方、この間、食と農について、切れ目なく事件が続きました。参議院選の敗北を受けて、品目横断的経営安定対策の見直しが必要とされました。対象農家を市町村長が地域の実態を踏まえた形で選べるようにしたのです。規模や年齢で一

解決見えぬ食の安全問題

食の安全にかかわる事件が噴出しました。中国からの毒ギョーザの事件はまだ解決が見えていません。メラミンの乳製品への混入は中国国内にとどまらず、世界各国に波及していました。

国内では牛肉やウナギの偽装問題が噴出しました。そして極めつけは、汚染MA米の食用への流通です。

多くの関係者が罰せられました。しかし、このことを生んだMA米の問題は全く解決していません。引き続き大量に義務的に輸入しなければならぬのは、いつ何時汚染米が輸入されたり、輸送途中の水漏れやカビの問題が生じかねないのです。

飼料米や米粉米へ助成も

一昨年の混乱に比べて、昨年の米価は、消費の拡大もあり小康状態にありました。計画生産もまだ未達成のところもありましたが、飼料米や米粉米への助成水準が決まり、工夫しながら取り組みを進めていく環境が出てきています。計画生産を達成した農家への助成も第2次補正予算に盛り込まれています。今後は、経営安定対策の過去実績のあり方や、複雑で分かりにくい助成のあり方等の見直しをきちんと行うことが必要です。

農林漁業へ国民の理解と合意を

「やっぱり国産」の地産地消の取り組みや、安全な食を届ける、美しい景観を守る取り組みが各地でなされています。このことへの国民の理解と合意が、我が国の農林漁業を強くするのです。

「食料自給率50%」もついでに

これは、世界的な食料逼迫のなかで、つい半年前の洞爺湖サミットでのわが国の約束です。この実現に向けて、一丸となった運動を展開しましょう。



今年こそ農業復権の年に

律的に制限を加えることをやめました。この結果、1万2000余の農業者や組織が新たに対象に加わりました。小規模な農家も対象になるのなら、やっとなり上げた集落営農が崩れるとの声もあります。「地域の農業を将来とも担っていく」のはどういう形なのかを、地域で話し合ってもらおうと、おのずから

民主党的に制限を加えることをやめました。この結果、1万2000余の農業者や組織が新たに対象に加わりました。小規模な農家も対象になるのなら、やっとなり上げた集落営農が崩れるとの声もあります。「地域の農業を将来とも担っていく」のはどういう形なのかを、地域で話し合ってもらおうと、おのずから

金融機能強化法改正案の、農林中金をはじめとする信連・農協の取り扱いと関連して、民主党はとんでもない提案を行ってきました。参議院では多数を占めていることをいいことに、農協法・農林中金法・森林組合法・水産業協同組合法・土地改良組合法に「組合は特定の政党のために利用してはならない」とする条文を盛り込む法改正を提案してきたのです。これは大変な問題をはらんでいます。JA全中・全森連・全漁連が抗議声明を出したのは当然です。

それぞれの組合は、構成する組合員の生活の向上や、経済的地位の向上を図ることを目的としており、当然、他の法人と同様に、政治的活動は認められているのです。この条文が入ると、これもダメ、あれもダメというように活動が制約されます。これでは、組合員の切実な要求を働きかけるすべを失うことになります。まさに民主党の提案は、農業つぶし、林業つぶし、漁業つぶしを行おうとするものだといえます。

WTO農業交渉は作り直しが必要

地球規模の温暖化と多発する異常気象の中で、飢餓を救うために開催された食料サミットと、温暖化対策を焦点とした洞爺湖サミットが開かれてまだ半年も経ちません。食を取り巻く事態は何も変わっていないにもかかわらず、金融危機克服の手段として、一層の貿易と投資の拡大を進めるといって、WTO合意を目指す動きが出てきました。

ところがその内容たるや、農産物の市場開放を主眼に関税の大幅引き下げと、それが不十分なら低関税輸入枠の拡大という代償を求めるとする構図は全く変わっていないのです。このまま進むと、我が国ははじめ食料輸入国は、農業振興どころかそれに逆行することになります。

そこには、途上国の開発を主眼とした開発ラウンドとしての当初の目的はどこにも生かされていません。各国の多様な農業の共存を図るとする趣旨も活かされていません。今も続く食料危機を克服することにならないのです。WTO農業交渉を作り直すことが必要です。

農林連携と商工一体の取り組みを

山の問題がこれほど注目を浴びたことはありません。地球温暖化の対応としてのCO₂の削減に向けて、我が国の豊かな森林資源が大きな役割を果たしているからです。

これまででは圧倒的な外材の輸入により、国内の林業は壊滅的な打撃を受けてきました。高齢化も加わり山は荒れるままになり、国土の破壊も進んできました。台風で裂けた木々が卒塔婆のように林立し、倒木が集中豪雨による山津波を増幅させてきたのです。里山も手入れがまま竹林に占領され、熊や鹿が里に降りてくるのも山が荒れたことが原因だと言われています。

間伐材をどう利用するか、様々な工夫がなされています。ベレットにして施設園芸の暖房用の燃料や堆肥としての利用も進んでおり、国産材による快適な住宅も評判になっています。

農林の連携にとどまらず、商工一体となった取り組みが求められます。

農業者の立場から平成の農地改革を

農地を所有から利用へと転換する平成の農地改革と銘打った政策がすすめられます。耕作放棄地が年々増加していることは、世界的な食料不足が言われ、海外に食料を依存している我が国で到底許されることではありません。耕作放棄地や高齢化で農業経営が継続できない農地について、「所有」は各農家に持ってもらうながら「利用」は地域の農業を支える農家や集落営農組合にゆだねていく。そのための調整をスムーズに行うための市町村やJA等が参画した組織をつくるというものです。

一方で、ややもすると野放図になっている転用も改められます。そのうち転用できて高く売れるのなら耕作放棄していてもいいというのでは、自給率を高め、安全安心を届け、美しい農山村を守るという農業者の気概を失うことでもあります。

平成の農地改革に、農業者の立場から積極的に参画しましょう。

民主党の提案は農林漁業つぶし

金融機能強化法改正案の、農林中金をはじめとする信連・農協の取り扱いと関連して、民主党はとんでもない提案を行ってきました。参議院では多数を占めていることをいいことに、農協法・農林中金法・森林組合法・水産業協同組合法・土地改良組合法に「組合は特定の政党のために利用してはならない」とする条文を盛り込む法改正を提案してきたのです。これは大変な問題をはらんでいます。JA全中・全森連・全漁連が抗議声明を出したのは当然です。

それぞれの組合は、構成する組合員の生活の向上や、経済的地位の向上を図ることを目的としており、当然、他の法人と同様に、政治的活動は認められているのです。この条文が入ると、これもダメ、あれもダメというように活動が制約されます。これでは、組合員の切実な要求を働きかけるすべを失うことになります。まさに民主党の提案は、農業つぶし、林業つぶし、漁業つぶしを行おうとするものだといえます。